

平成21年度老人保健福祉関係予算概算要求の概要

— 老 健 局 —

	(20年度予算額)		(21年度概算要求額)
老人保健福祉関係予算	2兆 397億円	→	2兆1,175億円

*

老健局計上経費	1兆6,520億円	→	1兆7,028億円
---------	-----------	---	-----------

*他局計上分(2号保険料国庫負担金等)を除いた額である。

【主要事項】

I 地域における介護基盤の整備

431億円

1. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)の交付

400億円

地域密着型サービスを中心とする市町村の基盤整備を推進するとともに、介護療養病床の転換を含めた地域ケア体制の計画的な整備を支援する。

○ 安心住空間創出プロジェクトの一層の推進

国土交通省との連携により、公的賃貸住宅団地等の地域の福祉拠点としての再整備を行い、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう支援する。

○ ふれあい広場(仮称)の事業の推進

地域において、高齢者が安心して集い、交流できる場として「ふれあい広場(仮称)」を設置することにより、コミュニティーの絆を強化するとともに、高齢者が生きがいを持って暮らすことができるよう支援する。

2. 地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）の交付

31億円

地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るため、地域密着型サービス等の導入に必要な整備やシステムに要する経費などに対し、助成を行う。

○ 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携の推進

国土交通省との連携により、高齢者向け優良賃貸住宅（バリアフリー化等の一定の基準を満たし、都道府県知事の認定を受けた住宅）において、介護・生活支援・医療など各種サービスの連携を図り、高齢者へのサービスの提供体制づくりを支援する。

II 介護保険制度の円滑な運営

2兆577億円

○ 国庫負担総額

(20年度)

(21年度)

1兆8,997億円 → 1兆9,790億円(793億円※)

※. 直近の給付費の動向を踏まえた自然増分のみ計上

1. 介護報酬改定に向けた取組

将来にわたって、持続可能な介護保険制度を構築するため、介護従事者等の処遇改善に資するよう、介護事業所の経営や介護従事者の実態に関する調査結果を十分に精査・分析し、平成21年4月に適切な介護報酬の設定を行う。

2. 制度運営に必要な経費の確保

2兆556億円

(1) 介護給付に対する国の負担等

1兆9,790億円

○ 介護給付費負担金

1兆2,252億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。
(施設等給付費(※)においては、15%を負担)

※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護保険施設及び特定施設に係る介護給付費。

- 調整交付金 3, 4 4 2 億円
全市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。
(各市町村間の後期高齢者割合等に応じて調整)

- 財政安定化基金負担金 4 8 億円
都道府県が設置する財政安定化基金に対し、国がその3分の1を負担。

- (2) 地域支援事業の着実な実施 7 3 9 億円
要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う地域支援事業を着実に実施する。

- (3) 低所得者への配慮 2 7 億円
社会福祉法人による利用者負担軽減措置など、低所得者への配慮を引き続き行う。

3. 将来課題への対応 8. 1 億円

- (1) 介護予防対策の推進 6. 8 億円
第4期の介護予防事業の効果等の検証を行うため、新たな介護予防モデル事業を試行的に実施する。

(主な事業)

- ・ 介護予防実態調査分析支援事業 (新規) 3. 6 億円

- (2) 介護報酬改定の検証 1. 2 億円
介護サービス施設・事業所に対し、介護従事者の介護報酬改定前の賃金と改定後の賃金等を把握する調査を実施し、報酬改定と介護従事者の処遇との関係についての検証を行う。(介護報酬改定影響検証事業 (新規))

4. 介護サービスの質の向上

13億円

「介護サービス情報の公表」制度の円滑な実施を引き続き支援するとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、体系的な研修事業を実施する。

また、介護における事故を予防するため、介護者個人の知識や技術の向上を図りつつ、介護による事故予防のための研修事業を新たに創設する。

(主な事業)

- ・ 介護における事故予防推進（仮称）研修事業 0.8億円

Ⅲ 認知症対策の総合的な推進

43億円

「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」での提言を踏まえ、地域包括支援センターへの介護連携担当者の配置をはじめ、若年性認知症に関する対策など、認知症に関する研究開発の推進から、医療・介護現場での適正な連携とサービス提供に至るまで、認知症の医療と生活の質を高める施策を総合的に推進し、認知症対策の大幅な充実・強化を図る。

(主な事業)

- ・ 認知症対策連携強化学業（新規） 12億円
- ・ 若年性認知症対策総合推進事業（新規） 3.5億円
- ・ 認知症対策普及・相談・支援事業（新規） 7.6億円
- ・ 認知症ケア多職種共同研修・研究事業（新規） 0.6億円
- ・ 認知症対策総合研究経費 5.5億円

IV 在宅療養の充実

3. 2億円

訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備し、在宅療養の充実に
を図るため、訪問看護ステーションの業務を効率化する広域対応訪問看護ネッ
トワークセンターを設置し、効果的な事業（サービス）実施が図られるよう支
援する。

（主な事業）

- ・ 訪問看護支援事業（新規）

3. 2億円

V 介護給付適正化対策の推進

10億円

介護給付の適正化を図るため、都道府県が策定した「介護給付適正化計画」
に基づき市町村が実施する適正化事業への支援を引き続き行う。

また、公平・公正な要介護認定を確保する観点から、市町村に対し引き続き
技術的助言を行うとともに、平成21年度以降の要介護認定の実施体制及び実
施状況等を調査し、新たな要介護認定手法の検証と市町村間の平準化に資する
ための調査を実施する。

（主な事業）

- ・ 要介護認定適正化事業
- ・ 要介護認定実態調査事業（新規）

1. 8億円

33百万円

VI 地域における人材の確保

5. 3億円

主に高齢者・団塊の世代を対象に簡易な研修（介護サポーター養成研修（仮称））を実施し、地域における介護・福祉の担い手の養成及び社会参加の促進を図るとともに、ホームヘルパーの資格を有しながら就労していない潜在的有資格者に対する相談支援等を実施することを通じて、地域において介護の現場を支えるマンパワーを安定的に確保する。

（主な事業）

- ・ 介護サポーター養成等支援事業（新規）

5. 3億円